

RIN IP Partners

NEWSLETTER



国内法・基準等改正

拒絶査定不服審判の動向

国内判決紹介

1. 不使用取消審決に対する審決取消訴訟において、使用許諾に係る共有商標権者の同意と通常使用権者による使用が認められた事例
2. 「ある程度の周知性」が認定され、商標登録が無効と判断された事例（「日本食育防災士」事件）

国内審決紹介

1. 不使用取消審判において、使用態様が商標的態様ではないとして登録商標の使用が認められなかった事例
2. 同一の称呼が生じても、商標の非類似性が認められた事例

外国情報

1. カナダ ケベック州フランス語憲章改正規則施行
2. 中国における不使用取消請求の実務変更
3. イギリス クラウディ・レモンシードル 包装デザイン 模倣事件

■ 発行人・お問い合わせ

弁理士法人 RIN IP Partners

URL: <http://www.rin.or.jp/>

TEL: 03-3517-9901

Email: rinip@rin.or.jp

住所: 〒103-0016

東京都中央区日本橋小網町1-8番8号

メットライフ江戸橋ビル3階

国内法・基準等改正

拒絶査定不服審判の動向

ここ数年、特許庁における識別力の有無に関する審査が厳格化しており、識別力を理由とする拒絶理由通知を受けるケースが増加傾向にあります。

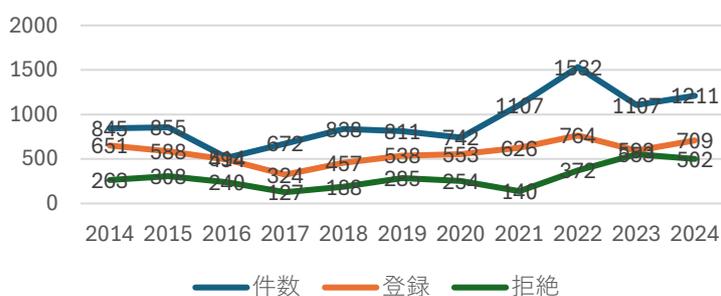
拒絶査定不服審判の動向を見ますと、請求件数は2020年頃から増加傾向にあり、2023年の平均審理期間は10.7か月となっております。

また、審判請求の成立率は2022年頃より減少傾向にあり、2023年の請求成立率は51.7%となっております（[特許庁「審判の最新動向」](#)より）。成立率を「識別力の有無」と「先行商標との類否」とに分けて見ると、商標の類否が争点となった審判については、成立率に大きな変動は見られず、概ね80%前後で推移しています。

一方、識別力が争点となった審判においては、2022年頃より成立率が低下傾向にあり、2024年には30%を下回る水準となっております。

このように、拒絶査定不服審判の動向からも、識別力に対する審査がより厳格になっている傾向が顕著に表れています。従来は、取引の実情として一般に使用されている事実が確認できない場合には、審判では登録が認められるケースが多く見受けられましたが、今後はこの点についても認識を改め、より慎重な判断が求められるものと考えられます。

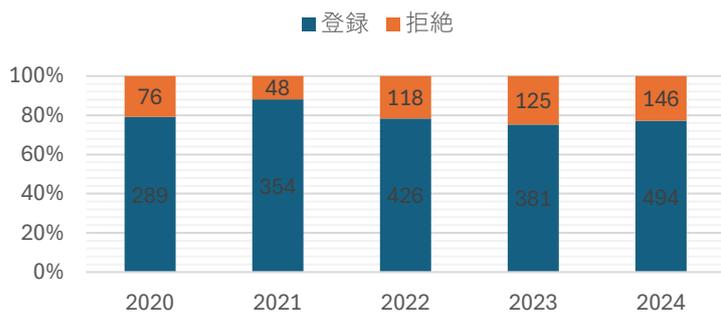
拒絶査定不服審判



識別力が争われた拒絶査定不服審判



先行商標との類否が争われた拒絶査定不服審判



(担当：新井)

国内判決紹介

1. 不使用取消審決に対する審決取消訴訟において、使用許諾に係る共有商標権者の同意と通常使用権者による使用が認められた事例

判決言渡日：令和7年2月26日 事件番号：令和6年（行ケ）第10061号審決取消請求事件（A事件）、同第10062号同請求事件（B事件）、同第10063号同請求事件（C事件）（原審：取消2021-300962・2021-300963・2021-300965）

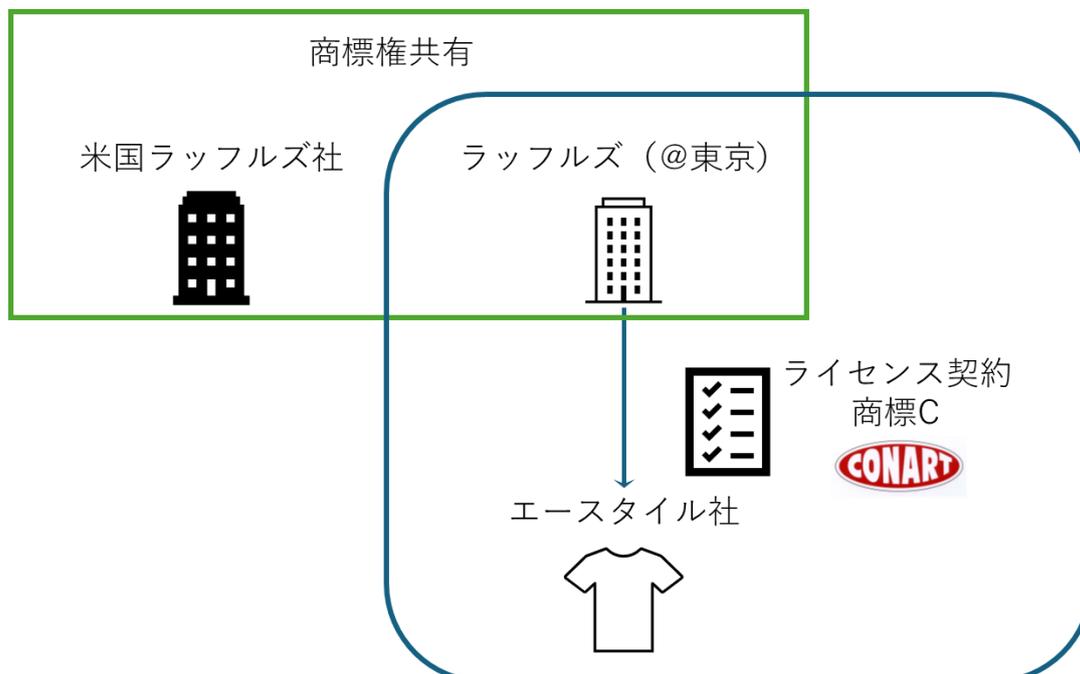
事案概要

本件商標 A～C に係る商標登録の不使用取消審決に対する審決取消訴訟において、原告（共有商標権者）の使用許諾に係る同意と通常使用権者による使用が認められた事例。

登録商標		使用標章
A	CONART コナート 登録第 4128317 号	1 「CONART LOGO T-SHIRTS」他
B	CONART 登録第 4186486 号	 2
C	 登録第 5294162 号	
不使用の請求対象		使用商品
第 25 類 被服, 他		Tシャツ, スウェットシャツ, 他

商標権者：

- (1) ラッフルズ プロパティーズ インコーポレイテッド（米国所在。以下「米国ラッフルズ社」という。） ※原告
- (2) 株式会社ラッフルズ（東京都台東区所在。以下「ラッフルズ」という。）



判決要約

■原告の許諾の有無について

ラッフルズとエーススタイル社との間のライセンス契約において、原告は当事者とはなっていないものの、同契約においては、第1条（通常使用权の許諾）の欄に、要旨「ラッフルズは、エーススタイル社に対し、米国法人である原告がその日本における商標権、著作権及び商品化権を有し、ラッフルズが原告の委託を受けて管理する別紙の標章（コナート・ロゴ（外枠なし））を、エーススタイル社が商品に使用することを、場所は日本国内、期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間、対象商品はアパレルウェア、雑貨類（双方協議の上決定）として非独占的に許諾する。」とあって、このような約定は、原告が日本において有する商標権の管理をラッフルズに委託し、委託に基づき契約する旨が明示されている。

これに加え、原告代表者である丙の陳述書等によると、ライセンス契約の締結は、原告の同意を得た上で、ラッフルズの代表者だけで行われてきたと述べられており、その内容に特段不自然なところはない。

また、ラッフルズの各決算報告書等によると、上記ライセンス契約に係るロイヤリティーと認められる金額が決算書に計上された上で、原告宛てに海外送金されていることが認められる。

以上によると、原告は、ラッフルズがエーススタイル社との間で前記ライセンス契約を締結した際、同ライセンスの供与につき、原告もこれを許諾していたものと認められ、ラッフルズは、本件各商標に係る商標権の共有者である原告の同意を得て（商標法35条、特許法73条3項）、エーススタイル社に対し通常使用权の許諾をしていたものと優に認められる。

■社会通念上同一性について（商標A及びB対「CONART LOGO」）

本件パンフレットの各商品のイラストの記載の上部に、「CONART LOGO」との記載がされているところ、「CONART LOGO」は「CONART」「LOGO」の間に空白が設けられ外観上区別されていること、「CONART LOGO」の意味も、造語である「CONART」のロゴという意味に理解できることから、「CONART」部分を分離観察可能であり、本件パンフレットに記載された「CONART LOGO」と「CONART」の欧文字を横書きした構成の本件商標Bは、社会通念上同一といえる。

また、本件パンフレットに記載された「CONART LOGO」と「CONART」の欧文字とその日本語読みである「コナート」の片仮名を二段書きした構成の本件商標Aも、社会通念上同一であるといえる。

寸評

本件は、米国ラッフルズ社（原告）とラッフルズの二者の共有に係る商標権に対する不使用取消審判事件において、使用許諾に係る共有者の同意の有無が主な争点となった事例です。

審判では、契約書に共有者である原告の記載がなかったため同意なし（使用許諾は無効）と判断された一方、知財高裁では、契約書に原告の記載がなくとも管理の委任や原告代表者の陳述書等から実質的にみて許諾があった、と認定されました。契約書上、共有者の一方の記載がなくとも実質的にみて同意があったことを立証できれば、「同意があった」と認められる可能性があることを示した点において実務上の参考になると思います。そうはいつでも、商標権の使用許諾契約を締結する際は、不使用取消審判が請求された場合を想定して、当事者の記載方法や内容につきよく検討することが肝要です。

なお、商標A及びBと使用標章1等の社会通念上の同一性も争点の一つであったところ、審判では同一性が否定されましたが、知財高裁は商標A及びBと使用標章1は社会通念上同一である、と認めました。

所内では、社会通念上の同一性に関して、商標 A 及び B 対使用標章 2 との対比で同一性が認められるほうが納得感がある、といった意見等が挙がりました。

(担当：宮田)

2. 「ある程度の周知性」が認定され、商標登録が無効と判断された事例（「日本食育防災士」事件）

判決言渡日：令和7年4月24日 事件番号：令和6年（行ケ）10095号

事案概要

原告は、本件商標が商標法4条1項6号、7号、10号、11号、15号又は19号に該当するとして、無効審判を請求した（無効2023-890093）が、請求を棄却されたため、それを不服として、被告を相手として、本件審決取消訴訟を提起した。

	本件商標（被告商標）	引用商標（原告商標）
登録番号	第6521920号	第4833713号
商標	日本食育防災士	防災士
指定役務	第41類 技芸・スポーツ又は知識の教授、教育上の試験の実施、教育の分野における情報の提供、実地教育、個人に対する知識の教授、知識又は技芸の教授、等	第41類 技芸・スポーツ又は知識の教授（防災専門知識及び技能・防災又は災害情報公表の知識及び技能・救急救命知識及び技能・避難誘導知識及び技能の検定試験、等
登録日	令和4年3月3日	平成17年1月21日
出願日	令和3年11月2日	平成15年4月22日
権利者	一般社団法人日本食育HEDカレッジ	特定非営利活動法人日本防災士機構

判決要旨

1. 本件商標と各使用商標の類似の程度

本件商標は、商標法4条1項10号又は同項11号の適用との関係では、本件各使用商標と類似するものではないが、本件商標の外観のうち「防災士」の部分、称呼のうち「ボウサイシ」の部分は、それぞれ本件各使用商標と同一であり、観念においても「防災に関する何らかの資格、その資格を有する者」という要素において共通性が認められる。

その一方で、本件商標の指定役務の需要者であって、防災又は防災に関する資格について関心を有する者の間においては、本件各使用商標は周知である。そうすると、本件商標「日本食育防災士」は、本件各使用商標「防災士」と区別して識別することができるものではあっても、その需要者からみれば、「防災士」と全く無関係なものではなく、何らかの関連性を有する資格ではないかという連想を生じさせ得るものである。

2. 本件各使用商標の周知著名性及び独創性の程度

本件商標の指定役務の需要者には、防災又は防災に関する資格について関心を有する者が含まれており、このような需要者の間においては本件各使用商標は周知であると認められる。

本件各使用商標は、「防災」の語に資格者を示す「士」を加えたにすぎず、その独創性の程度は高いとはいえない。

3. 本件商標の指定役務と原告の業務に係る役務との間の性質、用途又は目的における関連性の程度、役務の取引者及び需要者の共通性

原告の「防災士」に係る役務の提供は、原告のみならず、原告が認めた関係団体を通じても行われていること、原告から認証を受けた防災士や防災士の団体である日本防災士会が、地域、職場等の防災訓練における指導、災害対応マニュアルの作成支援、防災に関する講演等の啓発活動等、防災に関するさまざまな活動を行っていることが認められる。

しかるところ、防災と食に関連するテーマは、防災士が講師として参加する防災に関する地方自治体等の行う啓蒙活動等において繰り返し取り上げられている。このことは、「防災」と「食」が密接に関連しており、防災に関係する食の問題が原告の業務に係る役務(防災士の育成及び活用、防災等を目的とする団体・個人との連携、講演会・シンポジウム等の啓蒙活動等)の対象分野の一つであることを示すものである。

他方、本件商標の指定役務は、被告の事業の一つである「防災・非常用途の食糧品及びツールに関する商品情報の収集、危機管理情報の収集、分析、提供サービス」に係る役務として提供されるときは、いずれも、防災と食をテーマとするという意味において、本件各使用商標を使用して行う原告の啓蒙活動等の業務と対象分野が重なることになる。

そうすると、本件商標の指定役務と原告の業務に係る役務との間の性質、用途又は目的における関連性の程度は、高いというべきである。

4. その他の取引の実情

静岡県は、原告の承諾を得て、独自に「静岡県ふじのくに防災士」を養成しており、原告が認証する「防災士」とは別のものであることの注意喚起とともに、ホームページにおいて告知している。このことは、逆にいえば、一般に「防災士」の名称は、その前に付加される語句如何にかかわらず、原告の認証する「防災士」と関係するものであるとの誤解が生じやすいという現状認識を示すものといえることができる。

5. 混同のおそれについての判断

以上の事情は、本件商標の登録出願日においても認められる。これらの事情を総合すると、本件商標をその指定役務に使用するときには、その需要者の普通に払われる注意力を基準としても、その役務が原告の「防災士」と何らかの関係を有する防災関係の資格であって、原告又は原告が認めた関係機関が運営・管理するものの業務に係る役務であるとの混同(広義の混同)を生ずるおそれがあるといえることができる。

寸評

一般に4条1項15号が適用されるには、需要者間における商標の認知度、浸透度は全国区レベルのものが要求されると解されるところ、審決では、「引用使用商標は、防災関係者の間においてある程度の周知性を獲得していたとしても、我が国の一般需要者の間において広く親しまれた著名な民間資格ではない。」と認定された。これに対し、本判決では、主な需要者層の範囲を「防災又は防災に関する資格について関心を有する者」に狭めることにより、この需要者間での原告商標の周知署名性を認定し、4条1項15号の適用を認めた点で、この判決を取り上げてみました。

(担当：宮城)

国内審決紹介

1. 不使用取消審判において、使用態様が商標的態様ではないとして登録商標の使用が認められなかった事例

(1) 取消 2024-300357(審決日:令和7年3月13日)

事案概要

登録商標		使用標章
ピタッ(標準文字)	×	「ピタッと密着!」、「ピタッと固める」
不使用の請求対象		使用商品
第5類 ばんそうこう, 他		液体絆創膏

審決要約(下線は筆者)

被請求人が、要証期間に、使用商品(「サカムケアa」)について、「ピタッ」の文字を3か所表示して、自社の本件ウェブページにおいて宣伝・広告したことはうかがえるものの、同ウェブページの記載によれば、当該各表示は、「ピタッと密着!」及び「ピタッと固める」の用例より、「隙間なく密着するさま。」の意味を有する副詞である「ぴたっと」(「広辞苑 第7版」株式会社岩波書店)における「ぴたっ」の部分を片仮名で表したものと認識させるというのが自然である。

してみれば、上記自社の本件ウェブページにおいて表示された「ピタッ」の文字は、近傍に表示された創傷のある指を表した図形と相まって、創傷に対して隙間なく密着し固定されるという、いずれも、商品の効能を表すものにすぎないというのが相当であるから、商品の出所を表示し、自他商品を識別するものと認識されるものとはいえない。

そうすると、当該各表示中の「ピタッ」の文字は、商標法第50条にいう「登録商標の使用」に該当しない。

(2) 取消 2024-300119(審決日:令和7年2月25日)

事案概要

登録商標		使用標章※参考情報
<p>ぴか ピカ PIKA</p>	×	
不使用の請求対象		使用商品
第16類 紙類, 文房具類		シール

審決要約（下線は筆者）

シール（以下「使用商品」という。）の上部に、「ピカ」の表示はあるが、その直下に、黄色のキャラクターが表示されていること、シールには「ピカ」の他に「プカ」、「ポカ」の表示とともにそれぞれのキャラクターも表示されていること、及び被請求人が「ピカ」の名称で黄色のキャラクターを被請求人のウェブサイトで紹介していることに鑑みれば、使用商品に付された「ピカ」の表示は黄色のキャラクターの名称を表すものであって、使用商品（「シール」）について自他商品識別力を発揮するような態様により使用された商標であるとはいえない。

したがって、使用商品に付された「ピカ」の表示に基づいて、本件商標を使用したと認めることはできない。

寸評

いずれの事例も、使用標章が商標的態様ではないとして登録商標の使用と認められなかったものです。

なお、(1)の事例は、商標法第50条にいう「登録商標の使用」というためには、当該登録商標が商品又は役務の出所を表示し、自他商品又は役務を識別するものと取引者及び需要者において認識し得る態様で使用されることを要すると解するのが相当である（知的財産高等裁判所令和3年（行ケ）第10076号 同4年2月9日判決）、と判示された判決に則って判断されています。

いずれも妥当な結論と思う一方で、上記使用態様に限定されるのであればそもそも権利化も不要だったということになりそうです。

（担当：宮田）

2. 同一の称呼が生じても、商標の非類似性が認められた事例

(1) 不服 2024-17332（審決日：令和7年4月1日）

事案概要

本願商標（9, 37, 42類）	引用商標（9, 42, 45類）
	

審決概要

本願商標と引用商標を比較すると、外観において、図形部分及び「CYBER SECURITY」の有無により顕著な差異があることに加え、「ELMES」と「ERMES」についても、「L」と「R」の文字が異なるものであり、5文字という少ない構成文字数において、当該差異が与える影響は、決して小さくないといえるため、両商標は、外観において相紛れるおそれはないものである。

また、称呼においては、本願商標が「エルメス」又は「エルムズ」の称呼を生じ得るのに対して、引用商標は、「エルメス」、「アームズ」、「アームス」等の称呼を生じ得るものであるところ、両商標は、複数生じ得る称呼のうちの一つの称呼「エルメス」が共通する場合がありますが、その他の称呼はいずれも聴別し得るものである。

さらに、観念においては、本願商標と引用商標のいずれからも、特定の観念が生じるものではないから、両商標は、観念上、比較することはできない。

以上によれば、本願商標と引用商標とは、観念において比較することはできないものの、外観において相紛れる恐れはなく、称呼において複数生じ得る称呼のうちの一つの称呼が共通する場合がありますが、その他の称呼はいずれも聴別し得るものであるから、その外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与え

る印象、記憶、連想等を総合すると、両商標は、商品又は役務の出所について誤認混同を生じさせるおそれのない非類似の商標と判断するのが相当である。

(2) 不服2024-15931（審決日：令和7年4月1日）

事案概要

本願商標（9類）	引用商標（9類）
Frush	FLASH

審決概要

本願商標と引用商標とを比較すると、両商標は、外観については、「ru」と「LA」の文字が相違し、小文字を含むか大文字のみかの差異を有するものであって、全体で5文字という比較的短い文字構成においては、これらの差異が全体に与える影響は少なくないものである。

次に、称呼においては、両商標は称呼が共通するものである。さらに、観念においては、本願商標は特定の観念を生じないものであるのに対し、引用商標は「閃光」ほどの観念を生じるものである。

加えて、本願の指定商品は、「研究用光源装置，測定用のレーザー光発生装置，光変調器，信号変調器，光通信用光源装置，レーザー光発生装置（医療用のものを除く。）」であるところ、いずれも専門性が高い装置及び器具であることからすれば、その取引者、需要者が取引の際に払う注意力は高いとみるのが相当である。

そうすると、本願商標と引用商標との外観、称呼、観念等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合し、取引の際に払われる取引者、需要者の注意力が高いという取引の実情を踏まえて全体的に考察すれば、たとえ両者の称呼が共通するとしても、外観が異なり、観念において類似するとはいえない両者は、商品の出所について誤認混同を生じるおそれのない非類似の商標というべきである。

寸評

これらの審決は、称呼（の一つ）を共通にするが、外観及び観念が異なる（観念は対比できない）ことを理由に、商標の非類似性を肯定するものであり、従来から散見されるものである。ここ最近、識別力の有無を争点とする不服審判において原審の判断が覆る事案は減少傾向にあり、従来よりも審判部の判断が厳しくなっているように感じられるのに対し、商標の類否を争点とする不服審判における判断は従来とあまり変化は見られないように感じる。その一例として、この審決を取り上げました。

（担当：宮城）

外国情報

1. カナダ ケベック州フランス語憲章改正規則施行

[2024年8月号](#)でお伝えした通り、2025年6月1日付でケベック州フランス語憲章改正規則が施行されました。ケベック州ではフランス語が公用語とされ、ビジネスにおいてもフランス語の使用が義務付けられています。但し、以下の3つのカテゴリごとに例外が設けられています。

No.	カテゴリ	原則	例外（＝仏語表記の義務の免除）
1.	製品（の包装）	記載は全て仏語。他言語の訳文を付けても良いが仏語より目立ってはならない。	a) 刻印・溶接されている場合（安全性に関わらないものに限る） b) ソフトウェアのコンテンツ（フランス語版がない場合に限る） c) 医療用製品（小売されていない又は一定の容量未満のものに限る） d) 国際的な慣習で他言語での使用が確立されている場合 e) 公認された（recognized）商標 ※
2.	商業出版物（ウェブサイトを含む）	仏語で作成されなければならない。同等の条件で入手可能であれば他言語の訳文を含めても良い。	a) 文化・教育に関するもの（当該他言語に関する場合に限る） b) 会議・展示会等（専門的又は限られた聴衆を対象とする場合に限る）
3.	公共の場に掲示される標識・広告	仏語で表示されなければならない。公道から一定のスペース・公共交通機関に掲載される場合を除き、仏語を「著しく優勢に」表示する場合は他言語を併記しても良い。	a) フランス語憲章及び規則に定める特定の状況 b) 会議・展示会等（専門的又は限られた聴衆を対象とする場合に限る） c) 個人が非専門的かつ非商業的な目的で表示するもの d) 公認された（recognized）商標 ※

※上記の「公認された（recognized）商標」とは、以下の通りです。

- i) カナダで登録を受けている商標
- ii) カナダで広く認識されている商標

フランス語憲章に違反した場合は、是正勧告を受けたのち、従わない場合は製品の回収や広告の撤去等が命じられ、罰金（法人は CAD 3,000-30,000）を科される場合があります。一般市民は身元を伏せて当局に規則違反を情報提供することができます。

大変厳しい制裁が科されますので、ケベック州で製品の販売（予定）・ウェブサイトの公開がある場合はパッケージやページの記載を一度見直してみることをお勧めします。「登録商標」の例外適用を受けようとする場合は、カナダにおける商標審査が大変長期化していますので早めに出願されると良いと思います。

2. 中国における不使用取消請求の実務変更

2025年5月26日、中国国家知識産権局（以下「CNIPA」）は、不使用取消請求の際に以下の書類・情報の提出を求めることを明らかにしました。

- a) 取消請求書
- b) 被請求人の基本情報
- c) 請求対象商標が使用されていないことを示す予備調査結果（検索結果）
- d) （必要に応じて）現地使用調査報告書
- e) 請求人の身元情報
- f) （必要に応じて）現地代理人への委任状

ここで特に重要なのは e)「請求人の身元情報」です。中国では、審判段階において審査段階の類否判断が覆るケースは多くないため、抵触関係の解消手段として不使用取消請求が広く活用されています。一方で、営利目的で不使用取消請求を乱用する行為が横行していることを受け、CNIPA は請求の合理的な説明を求める方針を打ち出しました。

この方針に対しては、不使用取消請求は条文上「誰でも」可能とされているのに、事実上請求人に利害関係の証明を求めているのではないかという指摘があります。また、実際には名目上利害関係を有しない第三者による請求であっても受理されるケースもあります。実務が安定するまでしばらく動向を注目する必要があるようです。

(担当：和田)

3. イギリス クラウディ・レモンシードル 包装デザイン模倣事件

(Thatchers Cider Company Limited v Aldi Stores Limited [2025] EWCA Civ 5)

■ 事案の概要

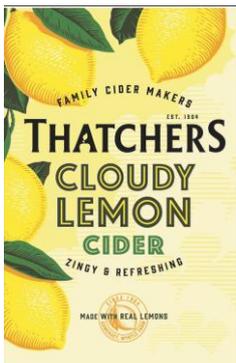
当事者：

原告：Thatchers Cider Company Ltd

被告：Aldi Stores Ltd

Thatchers 社は、老舗のシードルおよびアルコール飲料メーカーであり、2020年2月に「クラウディ・レモンシードル」を発売し、同年8月には以下の商標について英国で商標登録を取得しました。一方、被告であるAldi社は2022年5月、自社ブランド「TAURUS」の下でクラウディ・レモンシードルを発売しました。

Thatchers 社は、Aldi 社に対し、商標法第10条第2項（出所の混同）および第3項（周知商標の識別性または名声の不正利用）に基づく商標権侵害およびパッシング・オフを理由として訴訟を提起しました。

原告登録商標	被告標章
 <p>第 3489711 号 33 類 “cider; alcoholic beverages, except beer”</p>	

知的財産企業裁判所（Intellectual Property Enterprise Court (IPEC)）は、Thatchers 社の商標が英国において一定の評判を有していると認めたものの、Aldi 社が使用した標章との類似性は低く、混同の可能性は認められないと判断しました。また、Aldi 社の標章が一般消費者に Thatchers 社の商標を想起させるとしても、それが同社の評判に便乗したものであるとも、その評判を損なうものであるともいえないとして、Thatchers 社の請求を棄却しました。

控訴審においては、商標法第10条第3項に基づく判断のみが争点とされ、第2項（混同の可能性）およびパッシング・オフについては争われませんでした。控訴審は、Thatchers社の主張を認め、Aldi社による標章の使用が商標法第10条第3項に基づく侵害に該当すると判断しました。

・標章の類似性について

第一審では、Aldi社製品の「缶の全面デザイン」を三次元的なものと評価し、商標との類似性を低いと判断しましたが、控訴審ではこれを否定しました。控訴審は、「標章（侵害が問題となる表示）」は缶およびパッケージに印刷されたグラフィックデザインであるとし、商標との視覚的類似性は高いと評価しました。

・不正な意図について

Aldi社が通常の「TAURUS」製品とは異なるスタイルを採用していたこと、Thatchers社の商標に含まれていた「微細な横線」まで模倣していたこと、さらにThatchers社製品を参考にデザインされたことを踏まえると、Aldi社が本件標章を用いて消費者にThatchers社の商標を想起させようとしていたことは明らかであるとされました。これは「Aldi製品はThatchers製品のようなものであり、ただ価格が安いだけである」というメッセージを伝える意図であり、同社は自社製品の販売促進のためにThatchers社の商標の評判を利用しようとしていたと判断されました。

・不正な利益について

Aldi社は宣伝を行っていないにもかかわらず、短期間で相当な売上を記録しており、Aldi社側が、その標章を使用せずとも同等の売上を得られたという証拠を提示していない。本来であれば、Aldi社は自社の品質、価格、プロモーション努力によって競争すべきところ、他者の評価に便乗したといえる。したがって、この利得は明らかに「不当な利益（unfair advantage）」であり、商標法第10条第3項に基づく侵害に該当すると判断されました。

本件控訴審では商標権者の勝利となりました。包装デザインの模倣に対抗することは容易ではありませんが、Thatchers社はラベルの商標登録を行っていたため、保護を得ることができたものと考えられます。パッケージデザインの模倣と戦うには、文字商標のみの登録では不十分であり、パッケージ全体の商標登録が重要といえます。

（参考）

英国商標法第10条第3項：登録商標が連合王国において名声を得ており、かつ、正当な理由なくその標章を使用することが当該商標の識別性又は名声を不正に利用し又は害する場合は、当該商標と同一又は類似の標章を商品又はサービスについて業として使用する者は、当該商標を侵害するものとされる。

（担当：新井）

ご意見・ご感想をお待ちしております

内容に関し、ご意見やご感想などがございましたら、お気軽に<rinip@rin.or.jp>までお寄せください。

END